

金沢市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱

(平成9年4月1日決裁)

改正 平成12年4月1日決裁
平成16年4月1日決裁
平成18年4月1日決裁
平成19年6月1日決裁
平成20年4月1日決裁
平成24年4月1日決裁
平成29年4月1日決裁
平成31年3月28日決裁
令和4年3月14日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人（以下「法人」という。）並びに同法その他の法律等に定める社会福祉施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める放課後児童健全育成事業（以下「施設等」という。）の適正な運営並びに円滑な社会福祉事業の確保を図るため、法人及び施設等の事業運営に係る指導監査（以下「指導監査」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象となる法人は、定款に定める主たる事務所が本市内にあり、かつ、当該法人の活動区域が本市内に限定される法人とする。

2 指導監査の対象となる施設等は、本市内において経営されている施設等とする。ただし、社会福祉法その他の法律等に基づき国又は石川県が所管する施設等及び本市と石川県の協議により石川県が所管することとなった施設等は、指導監査の対象から除くものとする。

(指導監査の実施方針)

第3条 指導監査の実施方針は、国の実施方針及び本市の社会福祉行政の運営方針を考慮して、毎年度策定するものとする。

(指導監査の体制)

第4条 指導監査は、第2条第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する施設等のうち次に掲げる施設等にあつては福祉指導監査課が、その他の施設等にあつては当該施設等を所管する課（以下「所管課」という。）がそれぞれ主体となって実施する。

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

2 福祉指導監査課及び所管課は、前項の規定による指導監査の実施に当たっては、相互に協力して当該指導監査を実施しなければならない。

(連絡調整会議の開催)

第5条 福祉指導監査課長は、所管課との連絡調整を図るため、所管課の長を構成員とする連絡調整会議を年1回以上開催する。

2 連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 年度当初における指導監査の実施方針及び実施計画の策定に関する事項
- (2) その他協議を行うことが適当であると判断される事項

(指導監査班の編成)

第6条 指導監査は、法人又は施設等の規模、組織運営基盤の確立状況及び前回の監査内容に応じて、福祉指導監査課又は所管課の職員からなる2名以上の指導監査班を編成して行うものとする。

(指導監査項目)

第7条 指導監査項目は、次のとおりとする。ただし、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け社援発0427第1号等厚生労働省社会・援護局長等連名通知）別添社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「国要綱」という。）4（1）又は（2）に定める場合に該当するときは、同4に定めるところにより指導監査項目を省略することができるものとする。

- (1) 組織運営
- (2) 施設等の整備
- (3) 施設等の運営
- (4) 施設等の入所者等の処遇
- (5) 安全対策
- (6) その他市長が必要があると認める事項
(指導監査の種別)

第8条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- 2 一般指導監査は、法人又は施設等の所在地において実施する監査（以下「実地監査」という。）とする。ただし、法人に対する一般指導監査については、国要綱2（1）で定めるところにより、実地監査によらないことができるものとする。
- 3 法人に対する一般指導監査は、原則として3年に1回実地監査を行う。ただし、国要綱3（2）又は（3）で定めるところにより、特に良好に運営されていると認められる法人については、実地監査を4年又は5年に1回とすることができる。
- 4 施設等に対する一般指導監査は、原則として3年に1回実地監査を行う。ただし、第4条第1項第2号に規定する児童福祉施設については毎年度1回、同項第3号に規定する保護施設については2年に1回行うものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、法人又は施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、前回の実地監査の結果等でそのおそれが認められる場合は、随時実地監査を実施する。
- 6 特別指導監査は、実地監査とし、運営等に重大な問題がある法人又は施設等に対して、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

(指導監査の実施通知等)

第9条 一般指導監査の実施に当たっては、法人の代表者又は施設等の経営者（以下「法人代表者等」という。）に対し、実施日、指導監査員の職及び氏名並びに指導監査項目を当該指導監査の実施日の1月前までに通知するとともに、当該指導監査の資料をその実施日の1週間前までに提出させるものとする。

- 2 特別指導監査については、その都度その通知方法等を定めるものとする。

(指導監査の実施方法)

第10条 実地監査は、法人又は施設等の運営等について、関係書類に基づき関係者から説明を聴取するほか、関係する施設等、設備及び帳簿書類を実地に調査する。

(実施上の留意点)

第11条 指導監査は、公正不偏かつ指導援助的な態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、画一的又は形式的な指導に陥ることなく、相互信頼を旨として十分な意見交換を行い、指導監査が適正かつ円滑に実施されるよう留意するものとする。

(講評)

第12条 指導監査班は、実地監査の終了後、法人又は施設等の関係者に対して講評を行うものとする。

(実施結果報告)

第13条 福祉指導監査課は、指導監査を実施したときは、速やかに結果報告書を作成し、市長に報告するものとする。

2 福祉指導監査課は、指導監査を実施した法人代表者等に対し、速やかにその結果を書面により通知するとともに、その写しを関係課に送付するものとする。

(改善結果報告)

第14条 福祉指導監査課は、前条第2項の規定により通知した指導監査の結果に指摘事項がある場合は、その通知の日からおおむね1月の期限を付して法人代表者等から改善結果報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するための調査を実施するものとする。

2 福祉指導監査課は、前項の規定により法人代表者等から改善結果報告書の提出があったとき、又は改善状況を確認するための調査を実施したときは、速やかに当該改善結果又は改善状況を市長に報告するものとする。

(改善指導)

第15条 所管課は、指導監査の結果、改善の指摘を受けた法人又は施設等に対し、必要な改善指導を行うものとする。

(管理台帳)

第16条 福祉指導監査課は、指導監査後の改善状況を管理するため、指導改善状況管理台帳を作成するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成31年 3 月28日 決裁）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月14日 決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。